

農業委員を募集します

応募方法 象潟庁舎総務課、金浦庁舎農業委員会、仁賀保庁舎SCに備え付けの指定用紙に記入またはホームページよりファイルをダウンロードし、必要事項を記入、持参の上応募

任期 H28年10月1日～31年3月31日

募集人員 農業委員1人

応募者の公表 募集期間の中間および終了時に氏名等を公表

選考・発表 応募内容を審査の上決定

募集期間 7月4日(月)から8月2日(火)午後5時まで(平日のみ)

提出先 象潟庁舎総務課、金浦庁舎農業委員会

問合せ先 農業委員会事務局 ☎38-4308

炭を販売しています!

松くい被害木等を利用し、市では炭の生産・販売を行っています。家族・友達とのバーベキューや子供会・クラブ活動でのイベント時にぜひ安価で上質なかほ市産の炭をご利用ください。

※子供会・クラブ活動などで使用する際には減免提供の要件に該当する場合がありますのでお気軽にお問い合わせください。

炭価格 松炭…4kg入(400円)

雑木炭…5kg入(700円)

木酢液…1.5ℓ入(200円)

販売窓口 農林水産課 ☎38-4303

象潟市民SC ☎43-7500

仁賀保市民SC ☎32-3030

問合せ先 農林水産課 ☎38-4303

ポータルサイトへの「企業情報」掲載事業所の募集!

にかほ市への移住や若者の地元定着、企業の人材確保等を促進するため、今年度新たに「にかほ市移住・定住・お仕事支援ポータルサイト(専用のホームページ)」を作成し、にかほ市での就職を目指す人向けに企業情報を広く発信していくこととしています。

ポータルサイトの「企業情報」欄へ掲載する事業所を募集いたしますので、多数のご応募・ご協力をお願いします。

対象事業所 人材確保を図ろうとする市内の法人事業所(職業紹介用の求人受付とは異なりますので、採用が具体化していない事業所でも応募可能です)

掲載内容 会社概要・画像等

第一次募集期限 7月29日(金)

応募・問合せ先 商工政策課ふるさと創造班 ☎38-4304

※応募方法や掲載内容の詳細は、にかほ市公式ホームページ(行政情報→商工業)でも確認することができます。

2016 あきた水と緑の森林祭

日時 7月9日(土) 午前10時～午後3時

式典 午前10時～10時30分

下刈 午前10時30～11時30分(九十九島)

ふれあいフェア 午前10時30分～午後3時

◆アトラクション◆

- ・動物戦隊ジュウオウジャーショー
- ・ケース&マサ ミニライブ
- ・ジャングルキッズ・象潟九十九島太鼓

◆展示体験コーナー◆

- ・木工体験、クラフト教室、緑の募金活動、花苗プレゼント、苗木プレゼント、樹木相談、木登り、ツリークライミング体験

◆地元特産品販売など◆

シャトルバス時刻表

象潟庁舎(正面玄関) 出発・到着時刻

9:30 9:45 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00 11:15
11:30 11:45 12:00 12:15 12:45 13:00 13:15
13:30 13:45 14:00 14:30 14:45 15:15 15:45

道の駅「ねむの丘」 出発・到着時刻

9:45 10:00 10:15 10:30 10:45 11:00 11:15
11:30 11:45 12:00 12:30 13:00 13:15 13:30
13:45 14:00 14:15 15:00 15:30

にかほ市スポーツ推進委員を募集します

スポーツ推進委員は、国のスポーツ基本法に基づいて市教育委員会が委嘱している非常勤職員です。にかほ市では現在26人のスポーツ推進委員が市民へのスポーツの普及・振興を図るとともに、各種研修を受講することで自身の研鑽に努めています。

募集人数 若干名

任期 28年9月1日～29年3月31日

- 条件**
- ・市内に住所を有し居住している方
 - ・28年4月1日現在で20歳以上の方
 - ・各種研修会へ参加しスポーツの実技指導や助言に熱意を持って取り組むことができる健康な方
 - ・引き続き2年間更新できる方
- ※市で定める報酬・交通費支給

申込方法 象潟体育館、金浦・仁賀保各公民館に備え付けの申込用紙(写真貼付)に必要事項を記入して提出

申込先 象潟体育館、金浦・仁賀保各公民館

申込期限 7月25日(月)

採用方法 書類選考および面接

※推薦したい方がいましたらスポーツ振興課へご連絡ください。

28年度後期の活動内容

- ・高齢者、障がい者も含め多くの市民が楽しめるスポーツの普及(スクエアステップ、スポーツお手玉、ニュースポーツ、ウォーキング)
- ・体力測定会の実施とスポーツニーズ調査
- ・各種研修会への参加



研修を受けるスポーツ推進委員

申込・問合せ先 スポーツ振興課 ☎33-8855

4月15日号掲載の「すこやか子育て支援事業」について

問合せ先 子育て長寿支援課 子育て支援班 ☎32-3040

広報4月15日号の6ページに掲載した「すこやか子育て支援事業」の記事の内容が説明不十分でした。つきましては再度掲載し、ご迷惑をおかけしました対象者の皆さんにお詫び申し上げます。

再掲のポイント

4月15日号では、平成28年4月2日以降に第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子以降の子どもの保育料を全額助成の対象とする制度について紹介しましたが、この全額助成は「すこやか子育て支援事業」により、保育料の半額助成を受けている世帯が対象となります。

すこやか子育て支援事業が適用となる世帯《1号認定》

世帯の状況	助成の条件等	助成の条件等
二人親世帯	1号認定保育料基準額表の「第2階層」から「第4階層」までの方	半額助成
ひとり親世帯	1号認定保育料基準額表の「第2階層」から「第3階層」までの方 それ以外の方	全額助成 半額助成

《2・3号認定》

世帯の状況	助成の条件等	助成の条件等
二人親世帯	2・3号認定保育料基準額表の「第2階層」から「第5階層の2階層」までの方	半額助成
ひとり親世帯	2・3号認定保育料基準額表の「第2階層」から「第3階層の2階層」までの方 それ以外の方	全額助成 半額助成

※二人親世帯の1号認定においては保育料基準額表の「第5階層」の方、2・3号認定においては「第6階層」以上の方は該当しません。従って、第3子以降の子どもが生まれた場合における第2子以降の保育料全額助成にも該当しないこととなります。すこやか子育て支援事業の決定通知は、昨年度から継続して入所している方には4月中に、4月2日以降に入所した方には入所決定通知書と一緒に送付しておりますのでご確認ください。